

令和3年9月1日

町内各小中学校保護者 各位

小豆島町教育委員会

新型コロナウイルス感染症における臨時休業及び出席停止について  
(令和3年9月1日時点)

残暑の候、皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。日頃は、本町の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

本日より2学期が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症については全国的に感染拡大しており予断を許さない状況です。学校でもできる限り感染予防対策を講じますが、登校前の健康観察等、ご家庭でも引き続き感染予防にご協力ください。

さて、学校の臨時休業及び出席停止については、これまでもその都度、学校を通じてお知らせしましたが、現時点での方針を下記の通りまとめました。2学期以降、本方針をもとに対応しますのでご確認ください。なお、本方針に記載されている以外の事項につきましては、直接各学校に、夜間・休日については小豆島町教育委員会（82-7014）にお問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報は日々更新されており、その時点での地域の感染状況等によっても対応が変わりますので、本方針も随時変更・更新します。ご了承ください。

記

1 臨時休業について

児童生徒及び教職員が、PCR検査を受け「陽性」となった場合は、当該学校、学年又は学級を、その状況に応じ臨時休業とする。(休業期間については随時決定)

2 出席停止について

次の場合は出席停止となり、登校できません。

- 感染が判明した者
- 感染者の濃厚接触者・接触者に特定された者
- 保健所や医師の指示でPCR検査を受ける者
- 発熱や倦怠感、喉の違和感等、風邪症状がみられる者

下記の理由で欠席する場合は、出席停止になります。お子さまやご家族等の健康状態を十分に確認していただき、対応をお願いします。

- 同居者に発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状がみられる者
- 医療的ケア児や基礎疾患等のある者で、主治医に登校しないことが望ましいとされた者
- ワクチン接種を行う者、ワクチン接種後に体調不良があった者

※同居者が保健所の指示でPCR検査を行い結果が出るまでの間、検査を受ける同居者及び児童生徒本人に発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状が見られない場合、登校は可能です。ただし、保護者の判断で欠席を希望する場合は出席停止となります。